

(議長)

次に、町長から令和2年度町政執行方針の表明について、また、教育長から令和2年度教育行政執行方針の表明については、先に報告のとおり、それぞれお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

以上で、町長、町政執行方針、及び教育長の行政執行方針、執行方針の表明を終わります。

(議長)

11時5分まで、休憩します。